

令和8年度山地災害危険地区情報のオープンデータ化予備調査委託事業 業務仕様書

第1 事業の背景と目的

大型木材加工施設の立地などにより複数の都道府県にまたがった木材の生産・流通が進むなど、森林経営活動に必要な情報が広域化しているとともに、2050年ネット・ゼロの実現や生物多様性の保全など昨今の国際的な動向を契機として、森林・林業と深い関わりのなかった幅広い産業分野の企業においても我が国の森林への関心が高まっている。

このような背景の下、林野庁では、社会公共的に公開が求められる基盤的な森林関連情報（森林計画対象森林、保安林、山地災害危険地区、林道等）について、令和7年度から5か年程度かけて、林野庁が保有する国有林の情報と各都道府県から提供を受けた民有林の情報を統合した全国統合データを整備し、一元的に公開することとしている。

本委託事業は、令和9年度に全国統合データの整備・公開を予定している山地災害危険地区の情報（以下「山地災害危険地区情報」という。）について、林野庁から提供される山地災害危険地区情報が含まれるGISデータの整備状況を確認し、令和9年度に全国統合データとして整備・公開するに当たって必要な作業工程・工数等を整理することを目的とする。

第2 事業内容

1 山地災害危険地区情報の整備状況の整理

林野庁から提供する山地災害危険地区情報が含まれるGISデータについて、データ形式や作成単位、属性項目などの整備状況を全て確認し、全国統合データとして整備・公開するに当たって必要な作業工程や工数等を整理すること。

（1）対象範囲

原則として、全国の山地災害危険地区情報を対象範囲とする。ただし、発注者の指示により、一部地域を対象から除く場合がある。

（2）貸与資料

林野庁において収集した国有林の山地災害危険地区情報が含まれるGISデータ及び各都道府県が保有している山地災害危険地区情報が含まれるGISデータを、林野庁から受注者に貸与する（受注者が各都道府県等からデータを収集する必要はない）。なお、受注者は、林野庁から上記GISデータの貸与を受けるに当たって必要となるHDD等（容量：1TB未満を想定）を自らで用意するほか、HDD等の郵送等に要する経費を負担すること。

なお、貸与資料は、整備主体によってデータの形式（shpファイル等）や作成単位（全県一括、市町村別等）、属性情報の格納方法等が一律ではない点に留意されたい。

（3）作業内容

受注者は、林野庁から提供されるGISデータについて、整備状況を全て確認し、別表1を参考に整理すること。貸与資料について詳細な確認を要する場合は、林野庁と協議した上で、貸与資料の提供元（林野庁又は各都道府県等）に対して直接ヒアリング等を実施すること。

また、整理結果を踏まえて、令和9年度に全国統合データとして整備・公開するに当た

って必要な作業工程・工数等を整理すること（２において改善点の提案がある場合は、改善後の整備・公開方針（案）に基づく場合を含む。）。

2 山地災害危険地区情報に係る全国統合データ整備・公開方針（案）に対する提案

現時点で想定している山地災害危険地区情報に係る全国統合データの属性項目及び形式等の下記の整備・公開方針（案）に対して、１の結果を踏まえた改善点があれば提案すること。

【整備・公開方針（案）】

（１） 公開範囲

山地災害危険地区の範囲を全国一円で図示する。

（２） 属性項目

森林管理局名称

森林管理署名称

森林計画区コード

森林計画区名称

都道府県コード

都道府県名称

市町村コード3桁

市町村コード5桁

市町村名称

山地災害危険地区の種類（例：崩壊土砂流出危険地区）

危険地区番号

（３） データ形式・座標参照系

GIS データの形式は公開単位ごとのジオパッケージ（ジオメトリ；ポリゴン）とし、マップタイルは上記属性項目が格納されたベクトルの XYZ タイル（pbf）とする。なお、座標参照系は JGD2011（EPSG:6668）とし、公開単位は都道府県ごとを想定している。

第3 事業実施に要する資格等

（１） 事業の実施体制

受託者は、以下の条件①～③を全て満たすこと。なお、複数の団体が本事業の受託のために組織した共同事業体（民法（明治 29 年法律第 89 号）上の組合に該当するもの。以下「共同事業体」という。）により参加する場合は、共同事業体の代表者において①を満たす必要がある。②については、共同事業体の代表者を除く他の構成員において満たしても良い。

- ① 管理技術者又は照査技術者として、地理空間情報専門技術者（GIS 1 級）の資格保有者を配置すること。
- ② 担当技術者に、国又は都道府県が発注するオープンデータの整備に関する実務実績を有する者を 1 名以上配置すること。
- ③ ①により配置される者と②により配置される者とは、異なる者を配置しなければならないこと。

(2) 事業実績

過去5年以内に、以下の①と②のいずれかの業務実績を1件以上有すること。

- ① 国または都道府県が発注する山地災害危険地区を含む森林に関する GIS データの整備業務
- ② 国が発注する自治体が保有するデータに基づく全国一円の GIS データの整備業務

第4 事業期間

契約締結の日から、令和9年2月8日（月曜日）までとする。

第5 成果品

(1) 報告書

DVD-RW 等に電子データを格納し、3部。なお、紙媒体での納品は不要とする。また、貸与資料など本事業に使用したデータ一式を格納した SSD を1部。

(2) 留意事項

上記(1)について、あらかじめウイルスチェックを実施し、当該検査結果に関する情報（使用したソフトウェア名称、バージョン、検査年月日）を印字し、又はラベルを添付すること。

(3) 納入先

林野庁森林整備部計画課全国森林計画班（農林水産省別館7階 ドア No.別 713）

第6 その他

- (1) 受託者は、原則として提案書のとおり本事業を実施するものとする。
- (2) 受託者は、本事業の実施に当たっては、委託者と十分な協議・調整を行うものとする。
- (3) 受託者は、委託者に対して、本事業の進行状況等について報告を月に一回程度行うほか、委託者の求めに応じて報告を行うものとする。なお、打合せは初回、中間、完了時に実施することし、必要に応じて実施するものとする。受託者は、打合せ後速やかに打合せ記録簿を作成し、委託者の承諾を得るものとする。
- (4) 委託者は、受託者に対して、本事業の目的を達成するために必要な指示を受託者に行えるものとする。
- (5) 受託者は、本事業を優先して行える担当者を置くなど履行期間を通じて実施できる体制を整備すること。
- (6) 委託者は、受託者に対して、これまでの関連事業の報告書を貸与する。
- (7) 委託者からの貸与物件については、本事業の遂行のためにのみ利用するものとし、本事業と無関係の部署及び再委託契約者以外の他者への譲渡並びに本事業の遂行目的以外でのデータの複製は禁止する。また、貸与物件は、本事業の完了までに返却するものとする。
- (8) 受託者は、本事業の遂行に当たり知り得た事項について、契約期間中及び契約期間終了後においても外部に漏らしてはならない。なお、本事業の遂行を支援した学識経験者の

所属する研究機関が本事業の成果を学会発表や学術論文等において公表したい場合は、事前に委託者と協議を行うものとする。

- (9) 本事業の受託者は、成果物等について、納品期日までに委託者に内容の説明を実施して検収を受けること。検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について委託者に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。
- (10) 本業務における成果物の著作権者及び二次的著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む。）は、受託者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て委託者に帰属するものとする。

委託者は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。

本件に関する権利（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む。）及び成果物の所有権は、委託者から受託者に対価が完済されたとき受託者から委託者に移転するものとする。

納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受託者は、当該既存著作物の内容について事前に委託者の承認を得ることとし、委託者は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。

受託者は委託者に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

- (11) 本事業における人件費の算定に当たっては、別添の「委託事業における人件費の算定等の適正化について」に従って行うものとする。なお、委託者は受託者から提出された人件費の算定について確認するため、原則として人件費単価表（受託者が組織として人件費単価を定めている場合）又は実際に従事する（した）者の給与明細を確認する。
- (12) この仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり生じた疑義については、必要に応じ委託者と受託者が協議を行うものとする。
- (13) 受託者は、本事業の実施に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に様式を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のみどりチェック実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～エの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

- ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- エ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

別紙

みどりチェック実施状況報告書

事業名	
事業者名	
担当者・連絡先	

以下のア～エの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくなるよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	☐	☐
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	☐	☐
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	☐	☐
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
()

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な照明の消灯やエンジン停止に努めている。	☐	☐

・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない 等、適切な温度管理に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	☐	☐
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（ ）

ウ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	☐	☐
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	☐	☐
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（ ）

エ みどり戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書 ー民間事業者・自治体等編ー」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	☐	☐

・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	☐	☐
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	☐	☐
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	☐	☐
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	☐	☐
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	☐	☐
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（ ）

別表 1 既存の山地災害危険地区情報の状況

通 番	都道府県 名称	貸与データ	貸与データの データ形式	貸与データの 留意事項	貸与データの 作成主体	公開する情報の図示の可否			今後必要な作業	作業時の留意事項	備考
						範囲	種類	危険地区 番号			
0	国有林	森林管理署ごとの GIS データ	シェープファイル	なし	林野庁	できる	できる	できる	森林管理署によっては市 町村又は旧市町村単位で データが分割されている。 公開時には民有林のデー タと合わせて、統合・分割 する必要がある。		
1	北海道 (道有林)	山地災害危険地区の 種類ごとに分けられ た GIS データ	シェープファイル	令和 6 年度末時点の 情報である。	北海道	できる	できる	できる	問題なし。		
1	北海道 (民有林)	山地災害危険地区の 種類ごとに分けられ た GIS データ	シェープファイル	令和 6 年度末時点の 情報である。	北海道	できる	できる	できる	属性情報に独特のコード が入っているので、テキス トなどに変換する必要が ある。		
2	青森県	山地災害危険地区の 種類ごとに分けられ ていない一式の GIS データ	ジオパッケージ	令和 4 年度時点の情 報であり、現在更新 中。	青森県	できる	できない	できる	貸与 GIS データには一部 属性情報が格納されてい ないため、台帳等と照合し て新たに付与する必要が ある。	県へのヒアリングによると、台 帳との照合に当たって、申請書 の提出が必要になる。	
3	岩手県										
4	宮城県										
5	秋田県										
6	山形県										
7	福島県										
8	茨城県										
9	栃木県										
10	群馬県										
11	埼玉県										
12	千葉県										
13	東京都										
14	神奈川県										
15	新潟県										
16	富山県										
17	石川県										
18	福井県										

別表 1 既存の山地災害危険地区情報の状況

19	山梨県										
20	長野県										
21	岐阜県										
22	静岡県										
23	愛知県										
24	三重県										
25	滋賀県										
26	京都府										
27	大阪府										
28	兵庫県										
29	奈良県										
30	和歌山県										
31	鳥取県										
32	島根県										
33	岡山県										
34	広島県										
35	山口県										
36	徳島県										
37	香川県										
38	愛媛県										
39	高知県										
40	福岡県										
41	佐賀県										
42	長崎県										
43	熊本県										
44	大分県										
45	宮崎県										
46	鹿児島県										
47	沖縄県										

注) 記載内容及び項目はあくまで例であり、実際の内容とは異なる。項目については委託者と協議の上、決定する。